

米国法 ミニガイド

<関連法規の概要>

米国輸出管理は日本と異なり、多くの官庁と法令により規制されている。主なものは、以下。

- ① 商務省: 米国輸出管理法(EAA)及びその規則(EAR)
→国家安全保障と外交政策目標の達成が目的: デュアルユース品(軍事・民生用途)を規制
- ② 国務省: 武器輸出管理法(AECA)及びその規則(ITAR): 軍事用途関連の貨物・技術を規制
- ③ エネルギー省(DOD)／原子力規制委員会(NRC): 原子力法(AEA)・核関連の貨物・技術を規制
- ④ 財務省: 対敵対取引規制法(TWEA)及び国際緊急経済権限法(IEEPA)
→特定の国・団体・個人に対する経済制裁で、大統領判断により適用される。
- ⑤ 国務省及び財務省: イラン・リビア制裁法(ダマト法)や対イラン・シリア大量破壊兵器不拡散法等々の議会の立法に基づく各種の制裁法

日常的な管理はEAAとEARでほぼカバーできる。

また、外為法で規制されている品目は、「EARで規制している品目」+「武器輸出管理法で規制している品目」とほぼ同等である。

その概要は、以下の通り。

品 目		法 令	外為法	米国法
兵器			リスト規制品 (1項)	武器輸出管理法
汎用品	兵器の開発に 転用可能		リスト規制品 (2~15項)	EAR リスト規制品
	その他		キャッチオール 規制品(16項)	注1
			非規制品 (食料・木材等)	EAR リスト外規制品 (EAR99)

注1: 米国独自の規制品で大半がテロ支援国のみに規制されている

(規制品目リスト番号: ECCNの3, 4桁目の双方に9がつくもの)。

i.e. 3A992(米国製測定器)、5A992(米国製情報装置)、5D992(米国製暗号ソフト)

一方、TWEAやIEEPAに基づく実際の禁輸措置は、大統領の執行指令を受けて、財務省の外国資産管理部(OFAC)が規則を発効して実施される。このため、禁輸措置はOFAC規則とも云われる。

<禁輸・テロ支援国>

禁輸国は、OFAC規則により禁輸等の制裁を課している国で、キューバ、イランの2カ国。

テロ支援国は、EAAに基づいて国務省が指定している国・地域で、イラン、北朝鮮、シリアの3カ国である。(キューバは、テロ支援国を2016年に外れたが米国制裁国(E2)である)

禁輸・テロ支援国に対する規制の概要を以下にまとめて示す。

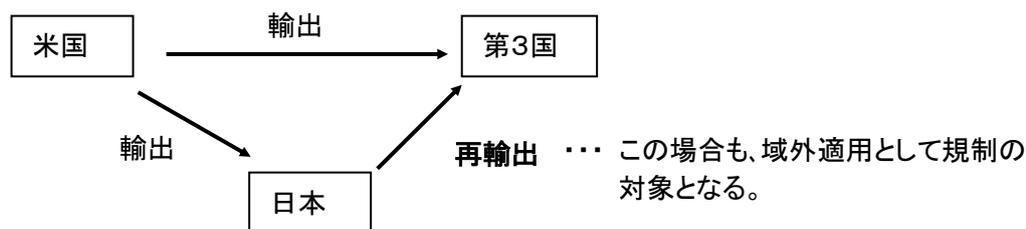
対象国名	国群	国分類	再輸出規制
キューバ	E2	禁輸国	全面禁止(医療品等で許可の可能性有)
イラン	E1	禁輸国, テロ支援国	EAR99, **999 以外は禁止
北朝鮮	E1	テロ支援国	全面禁止(食料品、医薬品以外)
シリア	E1	テロ支援国	全面禁止(食料品、医薬品以外)

注記: **999 はECCNの最後の3桁が9である貨物・技術を示す。

ただし、ウクライナのクリミア半島地域は、テロ支援国に準じた扱いとなっている。食料品、衣料遺品等の一部を除いては輸出許可が必要となる。

＜域外適用＞

米国からの輸出を規制するだけでなく、米国から輸出された貨物・技術の輸入国からの再輸出に対しても規制される。規制の内容は、再輸出する仕向地に対してもほぼ同様なので、注意が必要。



◆リスト規制品

EARで規制されているすべての貨物・技術は、規制品目リスト(CCL)に記載されている。これらは、5桁の規制品目リスト番号(ECCN)により分類されている。個々のECCNを持っている貨物・技術をリスト規制品といい、その技術仕様に合致しないものをリスト外規制品という。リスト外規制品のECCNは、EAR99である。

なお、ECCN 5桁の意味合いは、以下である。

- ① 1桁目・0から9の数字で、国際レジーム”WA”とほぼ同じ分類(カテゴリー)を表す。

数字	内容	数字	内容
0	核物質、核装置、その他	5	通信装置及び暗号装置
1	材料、化学物質、細菌、有毒物質	6	レーザー及びセンサー
2	材料加工	7	航法装置、及び航空電子
3	エレクトロニクス	8	海洋技術
4	コンピュータ	9	推進システム、宇宙機器等

(ECCN+4が、ほぼ外為法での項番に相当する)

- ② 2桁目・AからEの英記号で、国際レジーム”WA”とほぼ同じ形態を表す。

A:装置 B:製造、試験装置 C:材料 D:ソフトウェア E:技術情報

- ③ 3桁目・0から9の数字で、規制理由を示す。

0	NS: 国家安全保障規制	NSGの汎用品リスト
1	MT: ミサイル関連拡散防止管理	MTCR規制
2	NP: 核拡散防止管理	NSG規制
3	CB: 生物・化学兵器関連拡散防止管理	AG規制
9	AT, CC, RS, EI, UN 他	米国独自規制

AT:テロ活動防止管理 CC:犯罪防止管理 RS:地域安定管理 EI:暗号規制

- ④ 4桁目・0から9の数字で、9は米国独自規制、それ以外は他国産規制を示す。

- ⑤ 5桁目・0から9の数字で、9以外は余り意味のない連番を示す。

例) 2A001:ベアリング 3A001:半導体 5D002:暗号ソフト (EAR99:リスト外規制品)

外為法では、極一部の特例(暗号、少額)以外は輸出許可申請が必要となる。しかし、EARでは個々のECCNにライセンス例外の適用可否が記載されている。ライセンス例外とは、ある一定の条件を満たしていることを条件に、特定の国群向けに許可取得不要で輸出を認める制度である。(別記あり)

◆管理対象取引

EARでは、以下に掲げる米国原産貨物・技術が管理対象となる。

- ・米国から輸出された貨物(米国製品転売品)
- ・米国から輸出された技術(米国原産技術)
- ・米国から輸出された部品、材料を組み込んだ貨物(米国製品組込品)
- ・米国から輸出された技術を組み込んだ技術(米国原産組込技術)
- ・米国から輸出された技術に直接的に基づいて製造された貨物・技術(直接製品)

なお、EARでは対象品目を貨物(Commodity)、技術情報(Technology)及びソフトウェア(Software)の3区分で取り扱っている。(国際レジームでも同じ扱い)

直接製品は、EARのみの独特な概念であり、次に示すような概念である。

米国原産技術	直接製品	直接製品に該当しない
規制製品のテスト用ソフトウェア	当該製品のテスト	テストされた当該製品
CAD/CAM開発用技術情報 (ソフトウェア不含)	CAD/CAMソフトウェア	同左ソフトウェアで作られた図面及びその図面で製造された製品
ロボット設計用CADソフトウェア	ロボットの設計	ロボット及びロボットで製造された製品
計算機用設計図	図面に基づいて製造された計算機	—————

◆デ・ミニミス・ルール(De minimis Rule)

米国製品の組込比率により、米国組込品の再輸出を規制する仕組みで、パーツ・アンド・コンポーネント・ルールとも呼ばれる。米国製品組込品の売価(FOB価格)に対する部品・材料の価格比より判定される。(計算方法は、外為法の「主要な要素」の該非<10%ルール>とほぼ同じ)

ただし、暗号技術、マイクロマシン角速度センサー、熱画像カメラ等の一部には適用できない。

判定ルールは、以下に示す通り。

- ② 米国製品組込比率10%以下…全世界が(再)輸出可能 (EAR規制対象外)
- ② 10%超25%以下…テロ支援国(E1)とキューバ(E2)以外は(再)輸出可能
- ③ 25%超 …米国製品転売品としての扱いとなる

◆外国籍とみなし輸出

外為法では、輸出管理の対象は居住者か非居住者かにより区分される。

しかし、EARでは米国籍か否かによって区分される。(ここでいう米国籍とは、米国の市民権を有する者あるいは永住権を持つ者をいう)

従って、米国原産の技術情報やソフトウェアを米国以外の国籍者に開示する場合は、輸出とみなされ(「**みなし輸出**」という)、管理の対象となる。(目視・口頭説明も含む。国内外を問わない)例えば、外国籍の従業員に米国産の技術情報を開示するには、その該非の判定が必要となる。

◆カンントリー・グループ(国群)

EARで規定されているもので、主としてライセンス例外の適用対象として使用される。

国 群	概 要
A:1	ワッセナー(WA)参加国) マルタ、ロシア、ウクライナ除く
A:2	MTCR参加国(ミサイル関連技術輸出規制) ロシア除く
A:3	AG参加国(オーストラリア・グループ) ロシア除く
A:4	NSG参加国(核供給国グループ) 中国、ロシア除く
B	主に旧自由圏
D:1	主に旧共産圏
D:2	米国が独自に規制する核拡散注意国
D:3	米国が独自に規制する生物・化学兵器拡散注意国
D:4	米国が独自に規制するミサイル技術関連拡散注意国
E:1	米国がテロ支援国に指定している国
E:2	米国が独自に制裁している国 (キューバのみ)

(参考)

A1(A)	40	WA参加国 ただし、マルタ、ロシア及びウクライナは除く
B	175	旧ホワイト国及びタイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インド、イスラエル、クオアチア、メキシコ、ブラジル、エジプト、南アフリカ 等々

D1	22	北朝鮮、イラク、リビア、中国、ベトナム、イラク、ロシア、ウクライナ 等々
D2	9	北朝鮮、イラク、イラン、リビア、パキスタン、イスラエル、キューバ、ロシア、ベネズエラ
E1	3	北朝鮮、イラン、シリア
E2	1	キューバ

◆暗号規制(EI)の特例

米国暗号規制(EI)の対象貨物・ソフトウェアについては、ライセンス例外(ENC)の適用により禁輸・テロ支援国以外へは(再)輸出可能である。

これらに関する条件は、外為法の貿易外省令第9条の内容とほぼ同じであるが、EARでは米国の子会社向け(新製品開発等)のもの、短距離(100m以下)の無線LAN等は、対象から除外として扱っており、この点が異なる。

◆カントリーチャート

EARのパート738他に記載されており、米国からの輸出許可条件等でECCNや(再)輸出可能国群が判定できない場合、このカントリーチャートと規制品目リスト(CCL)を使用してこれらの判定を行う。以下に、簡単な例を示す。

なお、チャートで許可要となっても、ライセンス例外が適用できる場合があるので、確認が必要。

国	規 制 理 由							
	生物・化学兵器			核不拡散		国家安全保障		...
	CB1	CB2	CB3	NP1	NP2	NS1	NS2	
BRAZIL	×	×				×	×	
CHINA	×	×	×	×		×	×	
GERMANY	×					×		

◆禁止受注先リスト

米国政府が、輸出取引を制限または禁止している顧客が掲載されている5つのリストから構成される。

- ① 米国商務省の DPL (Denied Persons List)に掲載された顧客
- ② 米国商務省のインフォーム顧客リスト (Entity List)に掲載された顧客
- ③ 米国政府が国際的テロ活動に関与していると発表した(SDT/FTO/SDGT)個人・団体
- ④ 米国商務省が一般行政命令(General Order)により制裁を公表したリスト
- ⑤ 米国商務省が要注意と公表 (Unverified List)したリスト

◆違反した場合の制裁

米国輸出管理法(EAA)に違反すると、罰金あるいは輸出権限停止の行政処分が課せられる。

後者の制裁を受けた違反者はDPL(輸出取引禁止者リスト)に公表され、以下の処分が課せられる。

- ① 違反者には、米国からの輸出を禁止
 - ② 米国に所在する個人、企業には、違反者との輸出取引を禁止
 - ③ 米国以外に所在する個人、企業には、違反者との米国原産の貨物・技術の取引を禁止
- さらに、上記①～③の禁止事項に違反したものは、EAA違反者としてDPLに記載される。

一方、行政罰の罰金は1万ドル以下/件であるが、国家安全保障に係わる場合は10万ドル以下/件となる。また、刑事罰では故意に違反した場合に、25万ドル以下/件の罰金または10年以下の懲役刑の両方が科せられる。法人の場合は、100万ドル以下または違反金額の5倍以下のうち大きい方の罰金が科せられる。

◆その他

- ① 日常業務で注意すべき項目・・・ 購買(輸入)時の対応

- ・米国原産貨物・技術の識別を確実にを行う。
- ・同上に該当する場合は、ECCN及び規制条件を把握しておく。
- ・契約書の内容を確認し、移転、売買に関する条項等を把握しておく。
- ・不明な点があれば輸出管理担当に問い合わせる。

◆ライセンス例外

EAR該当品目を、例外的に特定の仕向地群に対して輸出する場合、ある一定の条件を満たしていることを条件に、(再)輸出承認を不要とする制度である。主なものは、以下の通り。

① ECCNに適用可否が記載されているもの

種類(内容)	記号	適用範囲(概要)
限度価格の積み出し (少額特例)	LVS	B国群への少額の貨物の(再)輸出に適用可能。 年間使用回数の制限ないが、年間輸出額は限度額の12倍以下
B国群への積み出し	GBS	国家安全保障規制(NS)に該当する貨物のB国群へのもの。 技術やソフトウェアには適用されない。
民生の最終需要者	CIV	国家安全保障規制(NS)に該当する貨物・技術の民間エンドユーザ向け 民生用途を条件として、北朝鮮を除くD:1国群へ適用
限定付き技術及び ソフトウェア	TSR	確約書の事前入手を前提に、国家安全保障規制(NS)に該当する技術・ ソフトウェアをB国群へ適用。
コンピュータ及び その技術	APP	高性能コンピュータ及びそのソフトウェア・技術の(再)輸出・みなし輸出 に適用可能。適用可能な上限値は規制国により異なる。

② ECCNに適用可否が記載されていないもの

種類(内容)	記号	適用範囲(概要)
限度なしの技術及び ソフトウェア	TSU	運転技術、販売促進用技術、マス・マーケット・ソフトウェア等及び規制さ れない暗号ソース・コードの(再)輸出に適用可能。 適用可能な仕向地はそれぞれ異なる。
暗号化貨物及び ソフトウェア	ENC	暗号規制(EI)に該当する貨物・技術の(再)輸出に適用可能。 ただし、E:1, E:2国群には適用できない。
一時的な(再)輸出	TMP	1年以内に持ち帰るか、消費されることを前提としたもので、E:1国群以 外での展示会用貨物・ソフトウェア等に適用可能
部品及び装置の 修理と交換	RPL	・先に輸出した装置の1対1の交換部品の輸出に適用。 ・米国原産の貨物及びソフトウェアで、欠陥あり又は受け取り拒否で、 修理及び交換のために米国に戻された品目の輸出に適用。
付随的許可の再輸出	APR	貨物の(再)輸出に適用される種々の例外を一纏めにしたもの。 以下のようなものがある。 ・一定の条件を満たす、A:1国群からの(再)輸出 ・一定の条件を満たす、A:1国群相互間の(再)輸出 ・すべての米国原産貨物の米国への再輸出(積戻し) ・米国製品組込みに付随する米国原産のスペア・パーツの(再)輸出
手荷物 (ハンドキャリー)	BAG	・個人が、個人使用手荷物として携帯する一定の貨物・ソフトウェア等に 適用
贈与小包及び人道的 寄付	GFT	・個人(贈与者)が無償で個人又は宗教、慈善若しくは教育機関宛に送付 する贈与小包の輸出。ただし、貨物の種類、価格等に限度条件がある ・一定の条件を満たす、慈善団体又は機関による人道的支援を目的と する特定の貨物又はソフトウェアの無償輸出